

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

災害等により損壊した賃借資産等に係る補修費の処理

《内容》

顧問先のA社は、レンタル資産（契約上、修繕等の補修義務がないとされている）が水害により被害を受けましたが、緊急に処理する必要があったために、A社が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を負担しました。このような費用はどのようになるのですか。

『答』

賃借資産について修繕等の補修義務がない場合であっても、その賃借資産が災害により被害を受けたため、法人が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として損金経理したときは、損金算入が認められます。

(解説)

1 賃借資産の修繕は賃借人の負担により行うべきものとされており（民法606①）、また、賃借人が賃借資産の補修を行った場合には、賃借人にその補修のために要した費用を請求することとなるため（民法608①）、賃借人が補修費用を払ったときには、通常、賃借人はその金額を仮払金等として計上することとなります。

しかしながら、災害による被害にあっては、賃借人による早急な補修ができない等の事情により、賃借人がやむを得ず自ら原状回復工事を行うことが想定されます。

そこで、賃借資産について修繕等の補修義務がない場合であっても、その賃借資産が災害により被害を受けたため、賃借人が、当該賃借資産の原状回復のための補修を行い、その補修のために要した費用を修繕費として経理したときは、損金算入が認められています（法人基本通達7-8-1）。

2 また、修繕等の補修義務がない販売をした資産又は賃貸をしている資産については、本来、その資産の修繕は買主又は賃借人の負担により行うべきものであると言えますが、災害による被害の場合は、売主等である法人がこれらの資産につき無償で補修や点検を行ったとしても、一種の広告宣伝又は取引関係の維持といった経済的な効果があるとも考えられます。

そこで、これらの資産の補修や点検のために要した費用について、賃借資産の賃借人による補修と同様、法人がその支出時における修繕費として経理したときは、これを認めることとされています。

- 3 なお、補修義務のない賃借人が補修を行った場合には、実際にその補修をした日の属する事業年度において、修繕費として損金算入されます。
- 4 次に、賃借人が補修義務のない賃借資産について行った補修について、賃貸人にその費用を請求した場合には、その時点で未収入金として計上すべきか疑義が生じますが、賃借人がその補修に要した費用を賃貸人に請求した場合であっても、災害による被害が甚大であるなど、その補修に要した費用を賃貸人から実際に回収できるか否か明らかではないので、請求した時点で未収入金として計上する必要はなく、実際にそれを収受した時の収益として計上することが認められています（法人基本通達7-8-1注書き）。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。